

自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の母または父が、就業に向けての能力向上のために厚生労働大臣指定教育訓練講座等を受講した場合、授業料等受講費用の一部を支給します。（過去に同事業を利用したことがある方は対象外）

対象者

伊丹市にお住まいの20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母または父で、次の①と②を満たす方
①母子父子自立支援プログラム等の策定を受けている方
②当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方

対象講座

雇用保険の教育訓練給付制度で厚生労働省が指定する「教育訓練講座」が対象です。
【教育訓練給付制度 検索システム】で検索可能です。

ハローワークと伊丹市で合わせて受講料の6割相当額を支給します。（上限金額あり）

	一般教育訓練 (上限20万円)	特定一般教育訓練 (上限20万円)	専門実践教育訓練 上限40万円×修学年数 (原則上限4年、例外あり)
雇用保険の受給資格あり	ハローワークから2割 伊丹市から4割	ハローワークの 支給額との差額	ハローワークの 支給額との差額
雇用保険の受給資格なし	伊丹市から6割	伊丹市から6割	伊丹市から6割 (支給単位期間毎に支給可)
支給額が1万2千円未満の場合は支給されません			↑ 場合により追加支給あり

◆事前に自立支援プログラム策定を行ないます。

- ・申請者及び児童の戸籍謄本（児童扶養手当証があれば省略可）
- ・養成機関の募集要項（カリキュラム、授業料、受講期間、取得可能な資格等の記載があるもの）
をご持参ください。
- 必要書類を記入していただきます。

①受講申込み前に申請が必要です。

- ・教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワークで発行してもらってください）
- ・世帯全員の住民票の写し（本籍地、続柄の記載があるもの）
をご持参ください。
- 受講対象講座指定申請書を記入していただきます。



市の審査で承認後、受講対象講座指定通知書を送付します。

- ・通知書がお手元に届いてから、受講料の支払いをお願いします。
- ・支払い時の領収書は後日必要になりますので、保管をお願いします。

②支給について（受講修了日から30日以内の申請が必要です）

指定講座の決定を受けていても、支給要件を満たさなくなった時（婚姻（事実婚を含む）、受講を途中で取りやめた場合、市外転居）は、支給できません。

- ・受講証明書（受講期間のわかるもの）
- ・領収書
- ・教育訓練給付金支給・不支給決定通知書（ハローワークからの支給がある方のみ）
- ・支給希望金融機関の通帳またはキャッシュカード（受取人名のカナ表記・口座番号がわかるもの）
をご持参ください。
- 支給申請書と請求書を記入していただきます。



市の審査で承認後、支給決定通知書を送付します。



支給希望口座に振り込みます。（申請後約1か月）

お問合せ先
〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市役所こども福祉課
電話 072-780-3518